

(教育・保育給付認定申請・施設等利用給付認定申請用)

⑥

求職活動状況報告書

提出日 令和 年 月 日

(あて先)松江市長

私が求職活動(起業の準備を含む。)を行っている状況について、下記のとおり報告するとともに、必要に応じて、市が求職活動の相手方等に対し実態調査を行うことに同意します。また、誓約事項を遵守することを誓約します。

※求職活動による教育・保育給付認定期間は3か月間です。

○求職活動を理由に保育所等に入所する場合の誓約事項

保育所等に入所後、2か月以内に就労証明書を提出できなかった場合は、教育・保育給付認定期間の満了をもって退所します。

○保育所等を利用中に離職等した場合の誓約事項

離職(予定)日(令和 年 月 日)

退職日の属する月の末日から2か月以内(令和 年 月 日まで)に就労証明書を提出できなかった場合は、教育・保育給付認定期間の満了をもって退所します。

※離職(予定)日が記入されていないものは無効です。離職日の分かるものを添付してください。

報告者 (求職者)	住 所
	氏 名 印
	生年月日 昭和 年 月 日 平成

※自署の場合は押印不要です。

児 童 氏 名			
生 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
入所(申込)施設名			

記

1 活動内容 該当するものに○をしてください。(ア・イ・ウを選択した場合は裏面の実績を記入)

ア 求人企業に応募し、面接や採用試験を受けている。

イ ハローワークで求職相談をしている。

ウ インターネット・チラシ・求人情報誌等を見て探している。

エ 何もしていない(入所後または離職後、求職活動開始する予定)

オ 起業の準備をしている。※ 起業の準備をしていることが分かる書類の写しを添付

カ その他()

2 求職活動実績(1活動内容でア・イ・ウを選択した方)

本書の提出前のおおむね1か月間の求職活動実績を記入してください。

※虚偽の内容を報告した場合は、10万円以下の過料を科すことがあります。

活動日	企業名等	所在地・電話番号	活動内容等
10/1 午前	ハローワーク松江	松江市向島町 134 番地 10 (22-8609)	求職者登録、職業相談及び求人応募(1社)
10/15 午後	(株)国宝松江城	松江市殿町 1 番地 5 (00-0000)	採用試験の受験及び面接(不採用)

【注意】

求職活動による教育・保育給付認定期間は3か月ですが、就労証明書の提出期限は2か月以内です。(求職活動中の保育時間は保育短時間)

例1) (新規入所) 求職活動を事由として4月1日に新規で入所する場合
入所申込時に「求職活動状況報告書⑥」を提出してください。
入所後、5月31日までに就労証明書(※1)を提出してください。
提出できなかった場合は6月30日で退所となります。
(※1)7月1日までの就労開始日が記載されていること。

例2) (継続入所) 保育所等を現在利用中の7月28日に離職する場合
7月31日までに「求職活動状況報告書⑥」を提出してください。
8月1日から保育時間が保育短時間になります。
9月30日までに就労証明書(※2)を提出してください。
提出できなかった場合は10月31日で退所となります。
(※2)11月1日までの就労開始日が記載されていること。

【求職活動の主な適用条件】

求職活動は年度内に2回まで認定します。ただし、求職活動による認定後、他の保育必要事由で認定された期間がある場合に限り、同一年度内に2回目の認定を行います。

【認定可能な例】「求職活動(1回目)」→「職業訓練」→「求職活動(2回目)」

※求職活動は世帯で特定します。父母がそれぞれ別の期間に求職活動で認定した場合は、年間2回の認定をしたこととなります。また、兄弟姉妹が既に求職活動で認定を受けている場合は、兄弟姉妹の有効期限までとなります。